

宇部市一般廃棄物処理基本計画（後期計画）改定方針（案）

1 計画の名称

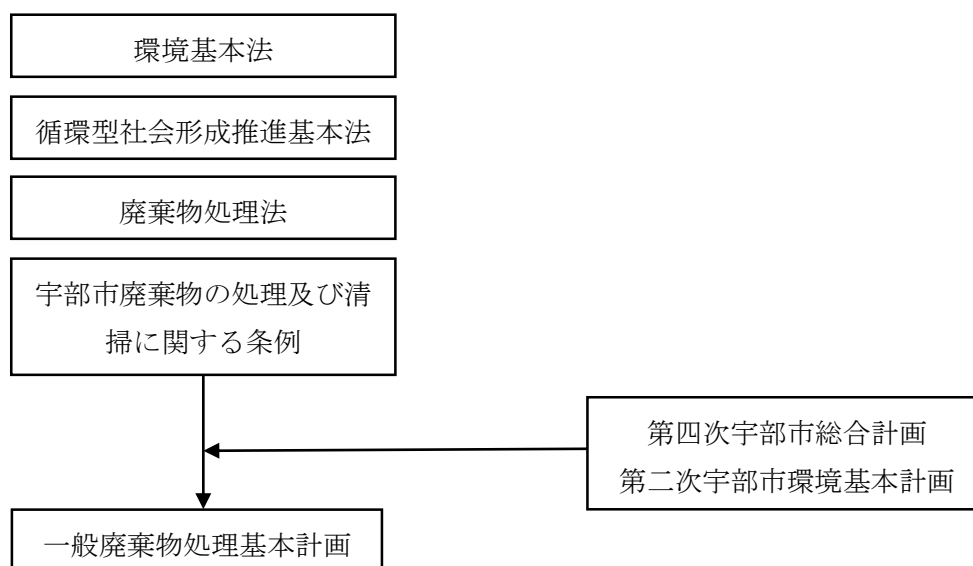
計画の名称は、「宇部市一般廃棄物処理基本計画」とします。

2 策定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項及び第6条の2第1項に基づき、市はその区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定め、それに従って区域内における一般廃棄物の処理を行うことが義務付けられています。平成23年2月に策定された宇部市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況を確認するとともに、近年の廃棄物処理を取り巻く社会情勢および地域特性を十分に考慮しながら、循環型社会形成の推進のために、現状に即したさらなるごみ減量、リサイクル推進などについて、新たな基本方針・施策を盛り込んだ処理基本計画に改定します。

3 計画の位置づけ

本計画は、国及び山口県の計画、本市上位計画である「第四次宇部市総合計画」及び「第二次環境基本計画」との整合性を図り策定するものであり、一般廃棄物の発生・排出抑制、減量化、資源化並びに適正処理に関し、長期的、総合的な方向性を示したものとします。



4 計画の対象地域

計画の対象地域は、宇部市全域とします。

5 計画の期間

市が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであるため、改定初年度を平成28年度とし、平成33年度を計画の目標年次とします。また、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成20年6月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）に準拠し、平成39年度を計画の参考目標年次とした12年

間の長期計画とします。

なお、本計画期間において、概ね5年毎に本計画の達成状況を見直し、内容の再検討を行うものとします。

6 計画の基本構成

① ごみ処理基本計画

- 1 基本的事項（目的、位置付け、計画期間及び目標年度、構成）
- 2 ごみ処理の現状
- 3 基本理念と基本方針
- 4 計画目標と将来予測
- 5 基本施策
- 6 その他適正処理

② 生活排水処理基本計画

- 1 基本的事項
- 2 生活排水の現状
- 3 基本理念と基本方針
- 4 計画目標と将来予測
- 5 基本施策

7 計画策定の手法

① 市民アンケート調査

ごみ分別・収集などの方法、分別協力の度合い、新しい施策への取り組み意識調査など市民の協力を必要とする内容に関してアンケート調査を実施します。

② 市民ワークショップ

アンケート調査結果を踏まえて、ごみの減量化の取り組みについて、市民との協働で何ができるかを市民ワークショップにて検討し、計画に反映させます。

③ 宇部市廃棄物減量等推進審議会

市民アンケート、市民ワークショップの意見を踏まえた計画の案を審議会においても検討し、意見・提言をいただきます。

④ パブリックコメント

計画の案を市のホームページ等で公開し、市民から寄せられた意見に対して市の考え方を公表するとともに、計画策定に生かします。

宇部市一般廃棄物処理基本計画策定スケジュール(案)

H27.7	・基礎調査、現状調査(ごみ関係)			
H27.8	・宇部市廃棄物減量等推進審議会 ・市民アンケート原稿作成	8/3開催 (策定方針・スケジュール等の説明)		
H27.9	・市民アンケート調査実施		市民アンケート	
H27.10	・市民アンケート調査分析 ・市民ワークショップ実施 ・改定基本計画書(素案)			市民ワークショップ
H27.11	・市民アンケート、市民ワークショップの意見等を踏まえた素案を、 宇部市廃棄物減量等推進審議会に示す。 ・宇部市廃棄物減量等推進審議会	(審議・提言)		
H27.12	・改定基本計画書(案)の完成			
H28.1	・パブリックコメント実施 ・パブリックコメント意見に対する調整			パブリックコメント
H28.2	・宇部市廃棄物減量等推進審議会 ・基本計画の完成			
H28.3	・基本計画の配布・公表			